

麻しん(はしか)、風しんの予防接種が 混合ワクチンでの2回接種に

平成18年4月1日から、予防接種法施行令の改正により、麻しん(はしか)、風しんの予防接種を、麻しん風しん混合ワクチンでの2回接種に変更します。



改正前

予防接種	通知時期	接種対象年齢	接種回数
麻しん	およそ1歳	生後1歳～7歳6か月未満	1回
風しん	およそ1歳1か月	生後1歳～7歳6か月未満	1回



改正後

予防接種		通知時期	接種対象年齢	接種回数
麻しん風しん 混合	1期	およそ1歳	生後1歳～2歳未満	1回
	2期	およそ6歳	生後5歳～7歳未満 (幼・保育園年長児：就学1年前)	1回
		※当分の間、対象者については、過去に麻しん、風しんともに未接種の5歳～7歳未満(就学1年前)の子のみとなります。		

1 麻しん風しん混合予防接種(1期)の通知対象者

平成17年2月生まれの子から対象になります。順次、個人通知をします。

2 経過措置について

未接種者ができるかぎり接種を受けることができるように、下図のとおり公費による経過措置(法に基づかない接種)を実施します。

※保健センターに、事前申し込みが必要です。接種期限は来年3月31日になります。

接種の状況	今後の対応	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	7歳6か月
両方 接種済みの場合	完了								
両方 未接種の場合	麻しん風しん混合 予防接種を実施	← 1 期 →				← 2 期 →			
麻しんのみ 接種済みの場合	風しん予防接種を 実施	← →							
風しんのみ 接種済みの場合	麻しん予防接種を 実施	← →							

— 定期
 — 経過措置(国)
 - - - 経過措置(安城市)

問い合わせ▶健康課(市保健センター内/☎<76>1133)